

四万十町条例第 16 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。